

H30年9月20日

知足楽山会 会員要領

本会の稽古指導を受けるにあたり、稽古指導内容に関して、会長または師範の指示に従う者について下記要領で会員とする

会員種別（ビジター以外は会員証を発行する）

正会員	一般成人または就業中の者
学生会員	大学、大学院、専門学校等に通学する者
子供会員	小中高生または幼稚園保育園年中／年長
準会員	武道有段者であって当会の稽古指導を継続的に希望する者 または月1回土曜日での稽古指導を継続的に希望する者 準会員は本会の級、段位の認定を受けることはできない。
ビジター	武道有段者が必要に応じて当会の稽古指導を希望する者

会員情報の登録、申告

入会時、本会からの連絡、問い合わせのため、下記内容を登録する。

また、入会時および稽古前において身体、精神的障害等について申告し、稽古が可能か否かの判断を仰ぐものとする。

なお、本会が知りえた情報は原則本会のみ使用し第三者への情報提供は行わない。

登録内容：氏名、自宅住所電話、生年月日、通常連絡先電話、メールアドレス、会社または学校名、通勤または通学場所等。

*子供会員については保護者氏名および緊急連絡先

稽古着 準会員以外の会員は合気道用に準ずる上衣、股下、所定の色帯を着用のこと。
有段者は袴着用のこと。なお、男子会員で弐級以上のもの、及び女子会員の希望者については袴着用を許可する。

会費

正会員	6000円／月
学生会員	5000円／月
子供会員	4000円／月
準会員	2000円／月
ビジター	500円／時間

*同一家族がすでに正会員になっている場合は、新たに入会する正会員、学生会員、子供会員の会費を一人目は1000円、二人目以降は2000円割引く。

*稽古は1回あたり1時間を基本とし、月4回を前提とする。ただし1回の稽古の参加人数に余裕がある場合はその限りではない。また、参加人数が多く稽古に支障をきたす恐れのある場合は、その月の稽古回数の少ない者を優先する。

スポーツ保険、親睦会費
別途定める

休会

病気や事故のための治療などで明らかに1月以上稽古を休まなければならない場合は、メール、電話、口頭により連絡することにより、連絡のあった次の月から休会をすることができます。連絡のあった月の会費は返却いたしません。休会の月については会員維持管理費として毎月1000円を支払っていただきます。

なお、稽古開始の場合、開始した月については月会費を全額支払っていただきます。また、稽古開始後に、休会理由、休会期間についての文書での届出をしていただきます。

一時退会

休会が長引き、6か月以上となると予想される場合は一時退会をすることによって、月会費の支払が免除されます。

一時退会の場合は一時退会届を提出することにより、提出した次の月から一時退会となります。その際お渡しした会員証を返還していただきます。また登録したメールアドレスの使用を停止いたします。

なお、一時退会期間は3年までとし、それ以上は自動的に退会とします。

一時退会を終了し、稽古を再開する場合は一時退会復帰届を提出していただきます。それにより、会員証を返却し、メールアドレスの使用停止を解除します。

退会

本会の退会を希望する場合は退会届を提出していただきます。その際お渡しした会員証を返還していただきます。

退会によって、提出していただいた個人情報も削除します。また登録したメールアドレスも削除します。

なお、退会時の月の会費は返却いたしません。

再入会においては、会員登録費用3000円を支払っていただきます。それによって、会員証の再発行、メールアドレスの再登録を行います。

以上